

No. 1354 (2026. 3.26)

博物館の収蔵管理の現状と課題

はじめに

- I 博物館の概要
- II 収蔵管理の現状と課題
- III 博物館の取組
- IV 政府の取組

おわりに

キーワード：博物館、収蔵管理、収蔵庫、博物館資料、博物館法

- 多くの博物館において、所蔵資料の収蔵庫が満杯となっている。収蔵庫を増設する財源の不足や、収蔵管理規定が未整備であるために長期的な展望に立った収蔵管理が行われていないことが指摘されている。
- 博物館の中には、廃校等の既存施設を活用・転用して収蔵庫とした事例や、資料を収蔵しながら一部を公開する「見せる収蔵庫」を運用する事例、資料の処分を含む収蔵管理規定を整備した事例がある。
- 令和4(2022)年の博物館法改正では、登録博物館の要件として資料の収集・管理体制の整備が追加された。博物館向けに国が定める基準において、処分を含めた資料管理の在り方の検討を努力義務とすることも議論されている。

国立国会図書館 調査及び立法考査局

文教科学技術課 かねこ なつみ
金子 捺美

第1354号

はじめに

昨今、多くの博物館において、所蔵資料を保管するための収蔵庫の不足が課題となっている。収蔵庫が満杯になり、通路に資料を並べざるを得なくなる、収蔵庫に収まらない資料を譲渡・廃棄するといった事例が報道で取り上げられており¹、資料の収集・保管という博物館の根幹となる機能が危機に直面している。

本稿では、博物館における収蔵管理に着目し、現状と課題を整理する。その上で、博物館による特徴的な取組及び政府の取組について取り上げる。

I 博物館の概要

1 博物館法における分類

一般に「博物館」と呼称される施設には、博物館法（昭和26年法律第285号）の規定による登録を受けた博物館、指定施設及び博物館類似施設がある。登録博物館は、博物館法第2条で「歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管…（中略）…し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、併せてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関…（中略）…のうち、次章の規定による登録を受けたもの」と定義されている。この登録は、都道府県又は指定都市の教育委員会が行い、資料を取り扱う体制や学芸員を含む職員の配置、施設・設備、開館日数等の要件を満たす必要がある（第13条）。従来、登録対象となる博物館の設置者は地方自治体等に限定されていたが、設置主体の多様化に対応するため、令和4（2022）年の博物館法の改正によって、国及び独立行政法人を除くあらゆる法人²が対象となった。博物館は、登録されることで法律上の地位が与えられ、信用や知名度の向上が期待できるとともに、税制上の優遇措置等を受けることが可能となる³。

また、登録要件は満たさないが、一定の要件⁴を備え、「博物館の事業に類する事業を行う」と認められた施設は、「指定施設」（法改正前は「博物館に相当する施設」）として、博物館法の適用対象となる（第31条）。博物館類似施設は、博物館法の適用外であるが、文部科学省が社会教育調査⁵において「博物館と同種の事業を行い、一定以上の規模の施設」⁶として把握している施設である。3つの類型の特徴を次の表に示した。なお、本稿では特に断りのない場合、「博物館」には登録博物館、指定施設及び博物館類似施設を含むものとする。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、令和8（2026）年3月13日である。

¹ 例えば、「博物館、収蔵庫が足りない 公立の75%「満杯」、譲渡・処分も 共同保管で費用節約」『日本経済新聞』2025.2.25.

² 国立博物館について、その設置及び運営に関する事項は、独立行政法人の個別法等で定められているため、登録制度の対象に含まないものとされた。第208回国会衆議院文部科学委員会議録第4号 令和4年3月23日 p.7.

³ 「改正博物館法 Q&A」p.6. 文化庁ウェブサイト <https://museum.bunka.go.jp/wp-content/uploads/2023/02/20230210s_eko_tsuchiQA.pdf> 文化庁は、法改正を契機として、登録のインセンティブについて更に検討を進め、登録博物館の増加を図るとしている。第208回国会参議院文教科学委員会議録第5号 令和4年4月7日 pp.3-4.

⁴ 博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号）第24条に審査要件が示されている。

⁵ 社会教育行政に必要な社会教育に関する事項を明らかにすることを目的とする調査。文部科学省が約3年ごとに行う。「社会教育調査-調査の概要」文部科学省ウェブサイト <https://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa02/shakai/gaiyou/chousa/1268405.htm>

⁶ 文部科学省「令和6年度社会教育調査の手引〔博物館調査用〕」p.1. <https://www.mext.go.jp/content/20240821-mxt_chousa01-000037636_05.pdf>

表 登録博物館、指定施設及び博物館類似施設の比較

	登録博物館	指定施設	博物館類似施設
定義	博物館法に基づき、都道府県・指定都市の教育委員会から登録を受けた博物館	博物館法に基づき、博物館の事業に類する事業を行う施設として、国又は都道府県・指定都市の教育委員会から指定を受けた施設	博物館と同種の事業を行う一定以上の規模の施設
設置主体	国及び独立行政法人を除くあらゆる法人	設置主体は問わない	博物館法の適用を受けず、設置主体は問わない
登録・指定要件	<ul style="list-style-type: none"> 資料の収集・保管・展示及び調査研究の体制が、登録を行う教育委員会が定める基準（以下「基準」）に適合すること 学芸員その他の職員の配置が基準に適合すること 施設・設備が基準に適合すること 年間 150 日以上開館すること 等 	登録に準じた要件（学芸員に相当する職員の配置、年間 100 日以上の開館等）	—
登録・指定主体	都道府県・指定都市の教育委員会	国又は都道府県・指定都市の教育委員会	—
主な優遇措置	<ul style="list-style-type: none"> 希少野生動物種の個体の譲渡し等が可能 登録美術品制度に基づく美術品の公開が可能 美術品補償制度（展覧会のために借り受けた美術品に損害が生じた場合の国家補償）の活用が可能 特定美術品についての相続税の納税猶予及び免除 標本等として用いる物品を輸入又は寄贈された場合の関税免除 土地等の譲渡を受けた場合、譲渡者に所得税の特別控除 地方税の優遇措置（民間のみ） 	左記のうち、下線を引いた優遇措置が適用される	特段の優遇措置はない

（出典）博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）；博物館法施行規則（昭和 30 年文部省令第 24 号）；「博物館法の一部を改正する法律について」（文化審議会第 4 期博物館部会（第 2 回）参考資料 1）2022.6.28, pp.5-6. 文化庁ウェブサイト <https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/hakubutsukan/hakubutsukan04/02/pdf/93734001_06.pdf> を基に筆者作成。

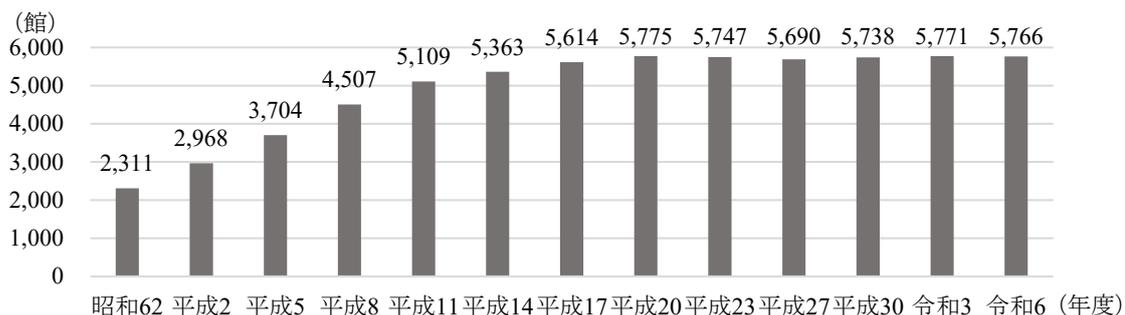
2 現状

次に、文部科学省の社会教育調査を基に博物館の現状を概観する。令和 6（2024）年度中間報告によれば、博物館の設置数は、登録博物館 969 館、指定施設 375 館、博物館類似施設 4,422 館の計 5,766 館⁷であり、全体の 8 割近くが博物館法の適用外の博物館類似施設である。博物館類似施設が社会教育調査の対象となった昭和 62（1987）年度以降の推移を見ると、3 つの類型を合わせた設置数は、昭和 62（1987）年度の 2,311 館から平成 11（1999）年度には 5,109 館へと急激に増加した。その後、増加のペースは鈍化し、近年は横ばいとなっている⁸（図 1）。

⁷ 登録博物館及び指定施設の一覧は、「登録博物館一覧」文化庁ウェブサイト <<https://museum.bunka.go.jp/guide/>> から閲覧可能。博物館類似施設について、国による館名の公表はない。

⁸ 「施設数の推移」文部科学省『社会教育調査 年次統計』e-Stat ウェブサイト <https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?stat_infid=000032218535>

図1 博物館の設置数の推移（昭和62～令和6年度）

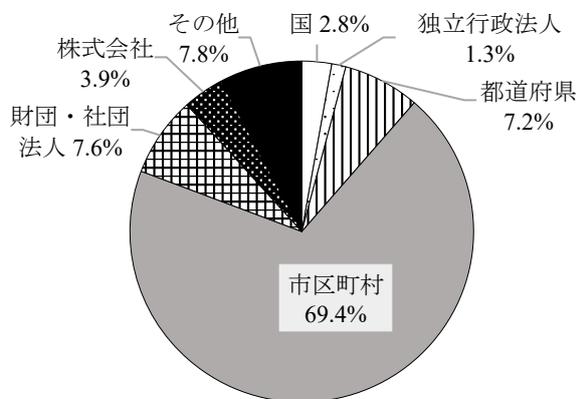


(注) 博物館とは、登録博物館、指定施設（令和3（2021）年度までは「博物館に相当する施設」）及び博物館類似施設をいう。
 (出典) 「施設数の推移」文部科学省『社会教育調査 年次統計』e-Stat ウェブサイト <https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?stat_infid=000032218535> を基に筆者作成。

設置者別に見ると、市区町村が最も多く、都道府県と合わせて、全体の約8割が公立である。それ以外の設置者に、国、独立行政法人、財団・社団法人、株式会社等がある⁹（図2）。

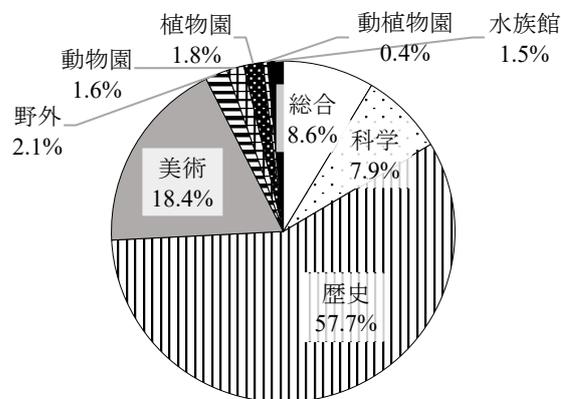
また、同調査は、博物館を総合博物館、科学博物館、歴史博物館、美術博物館（いわゆる「美術館」）、野外博物館、動物園、植物園、動植物園、水族館に類別している¹⁰。歴史博物館が最も多く、続く美術博物館、総合博物館、科学博物館で全体の9割以上を占めている¹¹（図3）。本稿では、博物館の大部分を占める公立の総合・科学・歴史・美術博物館を中心に論じる。

図2 博物館の設置者別の割合



(出典) 「設置者別博物館数」；「設置者別博物館類似施設数」文部科学省『社会教育調査 令和6年度（中間報告）』e-Stat ウェブサイト <https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?stat_infid=000040300602>；<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?stat_infid=000040300611> を基に筆者作成。

図3 博物館の種類別の割合



(出典) 「種類別博物館数」；「種類別博物館類似施設数」文部科学省『社会教育調査 令和6年度（中間報告）』e-Stat ウェブサイト <https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?stat_infid=000040300604>；<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?stat_infid=000040300612> を基に筆者作成。

⁹ 「設置者別博物館数」；「設置者別博物館類似施設数」文部科学省『社会教育調査 令和6年度（中間報告）』e-Stat ウェブサイト <https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?stat_infid=000040300602>；<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?stat_infid=000040300611>

¹⁰ 文部科学省 前掲注(6), p.5.

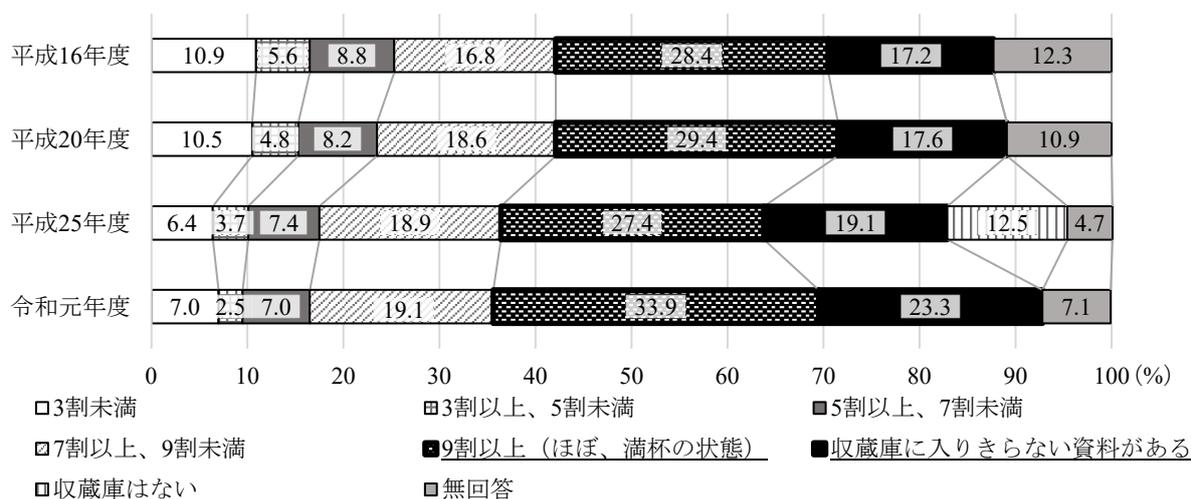
¹¹ 「種類別博物館数」；「種類別博物館類似施設数」文部科学省『社会教育調査 令和6年度（中間報告）』e-Stat ウェブサイト <https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?stat_infid=000040300604>；<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?stat_infid=000040300612>

II 収蔵管理の現状と課題

1 収蔵庫の不足

日本博物館協会¹²は、同協会のデータベースに登録されている全国約4,000館を対象に、およそ5年おきに「日本の博物館総合調査」（以下「博物館総合調査」）を実施している¹³。4,178館（有効回答館2,314館）を対象とした令和元（2019）年度調査報告書によれば、収蔵庫の状況について、資料の収蔵に用いられている割合が「9割以上（ほぼ、満杯の状態）」又は「収蔵庫に入りきらない資料がある」と回答した館は、合わせて57.2%であった。平成16（2004）年度調査の45.6%よりも10ポイント以上増加しており¹⁴、収蔵スペースの不足に直面する館は増加傾向にある（図4）。

図4 博物館収蔵庫が資料の収蔵のために用いられている割合（平成16～令和元年度）



（注1）小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない年度がある。

（注2）平成25年度調査のみ、「収蔵庫はない」という選択肢が設定された。

（出典）日本博物館協会編『日本の博物館総合調査報告書 令和元年度』2020, p.57. <<https://www.j-muse.or.jp/wp-content/uploads/2024/02/R2sougoutyousa.pdf>> を基に筆者作成。

また、令和5（2023）年に法政大学の金山喜昭教授らが公立博物館500館（有効回答館317館）¹⁵ に対し行ったアンケート調査（以下「金山アンケート」）では、「9割以上（ほぼ、満杯の状態）」又は「収蔵施設（収蔵庫）に入りきらない資料がある」と回答した館は74.9%に達した¹⁶。

¹² 博物館に関する普及啓発、助成・援助等の事業を実施する公益財団法人。「事業概要」日本博物館協会ウェブサイト <<https://www.j-muse.or.jp/about/summary/>>

¹³ データベースへの登録対象は、博物館類似施設を含み、館種、設置者を問わない。日本博物館協会編『日本の博物館総合調査報告書 令和元年度』2020, pp.v-vii. <<https://www.j-muse.or.jp/wp-content/uploads/2024/02/R2sougoutyousa.pdf>>

¹⁴ 同上, p.57.

¹⁵ 都道府県立又は市区町村立である、総合・歴史・美術・自然史・郷土・民俗博物館、文学館のいずれかである、平成22（2010）年以前に開館している等の条件に基づき選定された。金山喜昭・石川貴敏編『博物館収蔵資料の保管と活用に向けた調査研究（公立博物館アンケート調査結果）報告書』2024, p.2. <https://shikaku.i.hosei.ac.jp/?action=common_download_main&upload_id=1269>

¹⁶ 同上, p.42.

回答館からは、収蔵スペースが足りないために新たな資料の収集や寄贈の受入れを断念する、収蔵環境が悪化し資料の保存状態に影響するといった問題に対する懸念が寄せられるとともに、収蔵庫を増設するための財源の確保が難しいことも報告された¹⁷。

博物館の収蔵管理機能がぜい弱化した背景として、バブル崩壊後の行財政改革の影響により、博物館の人員や予算が削減されたことが指摘されている¹⁸。1970年代から1990年代にかけて「博物館建設ブーム」とも言える状況があり、地方自治体によるものを中心に数多くの博物館が建設されたが、バブル崩壊とともに運営の見直しを迫られたものが多いとされる¹⁹。文部科学省の地方教育費調査によれば、地方自治体が支出した博物館費は、最も多かった平成6(1994)年度の約3203億円から、令和5(2023)年度には2分の1に近い約1689億円まで減少した²⁰。加えて、行政評価の導入によって入館者数や顧客満足度等の目標が課されることが一般化したほか、博物館法改正における第3条第3項の新設など「文化観光」が推進されるようになったことで、収蔵管理に関する業務の優先順位はますます低くなっているといわれる²¹。

博物館の事業費は、公費のほかに、入館料、ショップ等の売上げ、施設の賃貸料、外部資金等による収入で賄われる。博物館総合調査によれば、平成30(2018)年度の総収入の平均値は9026万円であったのに対し、中央値では1360万円であり、少数の収入の多い館が平均値を押し上げていることが推察される。区分ごとに見ても、平均値と中央値のずれが大きく、入館料収入は平均値が1939万円(中央値105万円)、同様にショップ等の売上げは819万円(14万円)、施設の賃貸料は309万円(0円)、外部資金は625万円(0円)となっている。多くの館にとって、自助努力で確保できる収入は限られていることが分かる²²。

このほか、近年の博物館による資金獲得の手段としては、クラウドファンディングが挙げられる。例えば、令和5(2023)年8月、国立科学博物館は、コロナ禍による入館料収入の激減や光熱費・物資の高騰を受け、資料の収集・保管の費用に充てるとして、クラウドファンディングを行った。プラットフォームとなったウェブサイトでは、収蔵庫から資料があふれた様子やプレハブ造の一時保管庫を利用している実態が紹介され、3か月間で、目標額の1億円を大幅に上回る約9.2億円が集まった²³。博物館がクラウドファンディングを活用する取組は拡大しつつあるとされるが²⁴、有識者は、何度も使える手段ではないこと、歴史ある大型館の事例であることに留意が必要であるとした上で、博物館が担う機能の根幹に係る経費は設置者が担うべきであり、クラウドファンディングに頼って経費削減を行うという発想は本末転倒であると指摘している²⁵。

¹⁷ 同上, pp.57, 64.

¹⁸ 金山喜昭「収蔵庫の満杯問題の所在と課題」同編『博物館の収蔵庫問題と新たなコレクション管理』雄山閣, 2024, pp.6-7.

¹⁹ 杉山正司「逼迫する博物館財政」辻秀人編『博物館危機の時代』雄山閣, 2012, pp.77-78.

²⁰ 「施設等別社会教育費の推移」文部科学省『地方教育費調査 年次統計』e-Stat ウェブサイト <https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?stat_infid=000040409155>

²¹ 金山 前掲注(18), pp.6-7.

²² 日本博物館協会編 前掲注(13), pp.4-5.

²³ 「地球の宝を守れ 国立科学博物館 500万点のコレクションを次世代へ」READYFOR ウェブサイト <<https://readyfor.jp/projects/kahaku2023cf>>

²⁴ 廣安ゆきみ「博物館ファンディングの現在と展望」(第5期博物館部会(第2回)資料2-5)2024.1.11, p.3. 文化庁ウェブサイト <https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/hakubutsukan/hakubutsukan05/02/pdf/93990501_07.pdf>

²⁵ 栗原祐司「クラウドファンディングの手法について」『Zenbi』26号, 2024.9, pp.F-23-24. <<https://www.zenbi.jp/getMemFile.php?file=file-105-26-forum.pdf>>

2 収蔵管理規定の未整備

収蔵庫の不足について、博物館が資料の収蔵管理に関する方針を策定せず、学芸員の采配等によって資料が収集され、長期的な展望に立ったコレクション形成がなされてこなかったことも問題点として提起されている²⁶。

博物館総合調査によれば、「資料の収集、登録・管理、保存等に関する方針（コレクションポリシー）」を明文化している館は、全体の25.8%にすぎない。館種別では、総合博物館（38.8%）や美術博物館（39.6%）が全体平均より高い割合でコレクションポリシーを定めているのに対し、郷土博物館（17.7%）や歴史博物館（23.5%）は平均を下回っている²⁷。

また、収蔵スペースに対して増えすぎた資料の処分（廃棄、移管、他館への寄贈、売却等）を行うことも考えられる手段の一つであるが、金山アンケートでは、「収蔵資料の処分」を行っていない館が60.2%を占めている²⁸。処分しない若しくはできない理由として、93.0%の館が「収蔵資料の処分に関する規定」がないと回答した²⁹。

資料の処分について、博物館法や同施行令（昭和27年政令第47号）、同施行規則（昭和30年文部省令第24号）等には明確な根拠となる規定が存在せず、日本では「コンセンサスになっていなかった」³⁰ことが指摘されている。近年では、令和6（2024）年7月、奈良県立民俗博物館が所蔵資料の整理と設備改修のため展示室を休止し、同県知事が資料の譲渡・廃棄を含む収蔵管理方針の検討を表明した事例が挙げられる³¹。外部有識者による検討委員会では、資料の譲渡・廃棄について慎重な意見が出たほか³²、日本民具学会が「安易な一括廃棄」に対する懸念を表明し³³、報道でも賛否が分かれた³⁴。県は、検討委員会での議論を踏まえ、同館の民俗資料の収集・保存等の方針と除籍マニュアルを令和7（2025）年度中に取りまとめる方向である³⁵。このほか、資料の処分に関する議論は、栃木県立博物館等の各地の博物館や文化庁内でも行われている。詳しくは第三章、第四章で述べる。

一方、国際的な状況をみると、国際博物館会議（International Council of Museums: ICOM）の職業倫理規定には、「収蔵品の除去」という見出しが設けられている。廃棄や寄贈、売却等を含む資料の除去は、①資料の意義や性格、法的な位置、資料の除去から生じ得る公衆の信頼の損失を十分理解して行うこと、②除去の決定や資料の処分についての完全な記録の保存、③優先的に他の博物館に提供するべきであることなどの限られた条件の下で認められている³⁶。

収蔵庫の問題に限らず、博物館の閉館や統合、被災などにより、資料の処分が必要となる可能性もある。無秩序な処分を避けるためにも、処分理由及び資料の選定、法令・権利関係、処

²⁶ 金山喜昭「博物館の収蔵資料の処分について」山西良平・佐久間大輔編『日本の博物館のこれから III & IV—博物館法改正を巡る議論—』大阪市立自然史博物館, 2022, p.91. <<https://doi.org/10.20643/00001597>>

²⁷ 日本博物館協会編 前掲注(13), p.127.

²⁸ 金山・石川編 前掲注(15), p.72.

²⁹ 同上, p.82.

³⁰ 多田文夫「資料のトリアージ—外部倉庫の利用と博物館資料の除籍—」『博物館研究』667号, 2023.12, p.14.

³¹ 「2024年7月30日知事定例記者会見」奈良県ウェブサイト <<https://www.pref.nara.jp/item/313098.htm>>

³² 「第1回民俗資料収集・保存方針等検討委員会（議事概要）」pp.1-4. 奈良県ウェブサイト <https://www.pref.nara.jp/secure/317758/241118_dai1kai_gaiyou.pdf>

³³ 「民具（有形民俗文化財）の廃棄問題に対する声明（連名）」2024.10.15. 日本民具学会ウェブサイト <https://www.mingu-gakkai.com/seimei_20241015.php>

³⁴ 例えば、「（耕論）収蔵「民具」どうする 関沢まゆみさん、杉本裕史さん、加藤幸治さん」『朝日新聞』2024.10.1.

³⁵ 「奈良県民俗資料、保存方針案の議論進む 年度内に提示へ」『奈良新聞』2025.10.25.

³⁶ イコム日本委員会「イコム職業倫理規定 2004年10月改訂」pp.12-13. <https://icomjapan.org/wp/wp-content/uploads/2020/03/ICOM_code_of-ethics_JP.pdf>

分プロセスの記録・公開、処分方法等に関する収蔵管理規定の策定が求められている³⁷。

Ⅲ 博物館の取組

収蔵庫不足に対応するため、各地の博物館で様々な取組が行われている。以下に特徴的なものを示す。

1 既存施設の活用

新収蔵庫を建設する代わりに、既存の公共施設等を収蔵施設として活用する博物館がある。金山アンケートによれば、全体の約4割の館が館外の収蔵施設を有しており、その半数以上が廃校や旧博物館・資料館などを含む他の公共施設を活用・転用している³⁸。

平成3(1991)年に開館した高知県立歴史民俗資料館は、収蔵庫からあふれた民具の一部を平成21(2009)年に民間の倉庫へ、平成23(2011)年に前年に廃校となった隣接市の高校へと移動した。衣類や紙類などぜい弱なものを除く多くの民具が移動の対象となった。廃校に置かれた民具は、年に一度、一般公開され、経験者による民具の実演やワークショップ等が行われている。関係者からは、一般公開が行われるようになったことで、死蔵されていた資料が人目に触れる機会となったことが肯定的に捉えられている³⁹。

課題として、もともと博物館資料の収蔵を想定していない施設を利用しているため、環境管理が難しいことが挙げられる。同館の場合、民具は廃校の体育館等に保管されており、多くの資料はブルーシートに平置きされ、空調設備はなく、温湿度調整が不可能であることが報告されている⁴⁰。

また、収蔵施設を外部に設けたところで、収集を続ける限り物理的な資料の増加は避けられず、再び収蔵スペースの問題は生じ得る。金山アンケートでは、館外の収蔵施設の使用率について、46.8%の館が9割以上又は収蔵施設に入りきらないと回答した⁴¹。回答館からは、館外に収蔵施設がある場合、資料の搬出入に手間と費用が掛かる、全体の管理が煩雑化するといった意見も寄せられている⁴²。

2 「見せる収蔵庫」—展示機能と収蔵機能の両立—

収蔵庫不足の新たな解決策として、収蔵庫としての機能を有しながら、収蔵する資料の一部を公開する「見せる収蔵庫」(Visible Storage)が挙げられる。「見せる収蔵庫」は、1970年代にカナダのブリティッシュコロンビア大学の人類学博物館で始まったとされ⁴³、近年では日本でも広がりを見せている。

兵庫県立人と自然の博物館の「コレクションナリウム」も、「見せる収蔵庫」の一つである。同館は、満杯になった収蔵庫の増設を検討していたが、予算の問題などで長年実現していなかつ

³⁷ 金山 前掲注(26), pp.103-105.

³⁸ 金山・石川編 前掲注(15), p.45.

³⁹ 梅野光興「廃校に保管している民具の公開試行錯誤」『博物館研究』666号, 2023.11, pp.23-26.

⁴⁰ 同上, p.23.

⁴¹ 金山・石川編 前掲注(15), p.48.

⁴² 同上, pp.58-59.

⁴³ Michael M. Ames, "De-schooling the museum: a proposal to increase public access to museums and their resources," *Museum*, Vol.37 No.1, 1985, pp.26-27. <<https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000065927.locale=en>>

た。設備の老朽化や展示の陳腐化を受け、平成 29 (2017) 年から新館の建設が計画された。計画の実現に際しては、予算規模を当初の新館建設案の 3 分の 1 に縮小した上で、内閣府の「地方創生拠点整備交付金事業 (当時)」⁴⁴の交付対象事業に採択されるよう、施設の 1 階を入館無料の「見せる収蔵庫」とすることとした。令和 2 (2020) 年にこの事業に採択され⁴⁵、令和 4 (2022) 年に新収蔵庫コレクションナリウムが完成した⁴⁶。

コレクションナリウムでは、来館者の目を楽しませるため、天井まであるガラス張りの棚を設置し標本やはく製を並べる、建物外壁をガラス張りにして外からも屋内の展示が見えるようにする、外壁にも展示スペースを設けるといった工夫がされている。また、キャプション等で資料の収集意義を伝える展示がされている⁴⁷。

ただし、ガラス壁を使っているため部屋全体の燻蒸 (くんじょう) ができない⁴⁸、ガラス壁は遮光や温湿度調整が難しく資料の劣化を招くといった課題も報告されている⁴⁹。このほかにも、「見せる収蔵庫」に対して、移動や設置による資料の損傷のリスクや収蔵効率の低下が指摘されており、展示機能と収蔵機能の両立には十分な検討が必要とされる⁵⁰。

3 収蔵管理規定と体制の整備

資料の収蔵管理における規定や体制を整備した博物館もある。

栃木県立博物館では、収蔵庫の不足が県議会に取り上げられたことを契機に、外部委員を中心とする検討会や県庁内のワーキンググループ等によって、資料収集方針や所蔵資料のマネジメントの在り方に関して検討が行われた。検討の結果、収蔵庫の増設と並行して、所蔵資料に関する内規が整備された⁵¹。平成 28 (2016) 年に策定された「栃木県立博物館資料の収集、保管、活用等に関する要綱」(以下「要綱」)は、資料の収集、保管、活用、保存状態の確認、除籍、資料の全体量の把握について、具体的な取扱いを規定している⁵²。

要綱では、資料の収集について、収蔵スペースを考慮し、学術的価値及び展示・調査・研究等への活用の可能性を十分に吟味することが定められた。また、定期的に資料の保存状態や活用状況の確認することも規定された。担当学芸員 2 名によって、おおむね 10 年間で全資料を確認できるよう計画されており、確認結果を館内に報告する体制も整えられている⁵³。

保存状態や活用状況の確認によって、①破損等により資料の価値が失われたもの、②資料の活用の見込みがないもの、③他館等への移管により一層有効な活用が期待できるものは、要綱に定める登録資料の除籍の対象となる。除籍手続の詳細は、要綱と同じく新たに定められた「栃

⁴⁴ 地域の観光振興の基盤となる施設の整備等の支援を通して、地域の所得や消費の拡大を促すとともに、「まち」の活性化を目指す事業。内閣府地方創生推進事務局「地方創生拠点整備交付金の交付対象事業の決定について」2020.3.11, p.[4]. 地方創生ウェブサイト <<https://www.chisou.go.jp/sousei/pdf/20200311kyoten.pdf>>

⁴⁵ 同上, p.[16].

⁴⁶ 高野温子「新収蔵庫コレクションナリウムの紹介」『博物館研究』667号, 2023.12, p.22.

⁴⁷ 同上, p.23.

⁴⁸ 燻蒸 (くんじょう) とは、薬剤を使用したガスによって資料についた害虫やカビを殺すことをいう。ガラス壁の場合、薬剤がガラス面に吸着し、透明度が下がるおそれがあるとされている。「その施工、本当に燻蒸ですか？」文化財虫菌害研究所ウェブサイト <<https://www.bunchuken.or.jp/management/1565.html>>; 同上, p.25.

⁴⁹ 高野 同上, p.25.

⁵⁰ 中尾智行「博物館政策と収蔵庫問題」金山編 前掲注(18), p.74.

⁵¹ 林光武「Case1 栃木県立博物館—収蔵庫を増設する—」金山喜昭編『博物館とコレクション管理—ポスト・コロナ時代の資料の保管と活用— 増補改訂版』雄山閣, 2023, pp.255-256, 260.

⁵² 篠崎茂雄「栃木県立博物館の収蔵資料の管理と活用」金山編 前掲注(18), pp.40-41.

⁵³ 同上, pp.41, 47-48.

木県立博物館資料の除籍に関する要領」に規定された。除籍に当たっては、館内の検討だけでなく、外部の専門家から成る資料評価委員会への意見聴取を必要とする。除籍が認められた資料は、県の定める手続を経て廃棄又は譲渡される。要綱の策定以降、6年余りで5点の資料が廃棄され、2点の資料が譲渡されたが、資料台帳は残され、除籍の経緯等が記録されている⁵⁴。

さらに、要綱では、毎年度末に、当該年度における所蔵資料の増加量と全体量を把握することが規定された。増加量が著しく、30年程度の期間内に収蔵スペースの不足が懸念される場合には、資料収集の見直しを行うとされており、長期的な展望を持った収蔵管理が目指されている⁵⁵。

こうした資料の処分を含む規定は、豊島区立郷土資料館（東京都）や小坂町立総合博物館郷土館（秋田県）等でも事例がある⁵⁶ほか、先述の高知県立歴史民俗資料館でも、新たな規定の策定を含む資料の収蔵管理の在り方について専門家による検討が行われており⁵⁷、各地の博物館で議論が進み始めている。

IV 政府の取組

政府においても、博物館法の改正を機に、登録審査基準における収蔵管理体制の整備の規定などに取り組んでいる。主な取組及びその論点を以下に示す。

1 収蔵管理体制の整備に関する規定

令和4（2022）年、博物館に求められる役割が多様化・高度化していることを踏まえ、博物館の設置主体の多様化を図りつつその適正な運営を確保するため、博物館法の改正が行われた。この改正において博物館登録制度が見直され、博物館の質の向上を図るため、登録審査基準に活動内容の質に関する実質的な要素、具体的には、資料の収集・保管・展示及び調査研究を行う体制を有すること（博物館法第13条第1項第3号）などが新たに加えられた。その審査の質を担保するため、審査主体となる各教育委員会が審査基準の詳細を設定するに当たっては、博物館法施行規則で定める参酌すべき基準（以下「参酌基準」）に基づくこととされた⁵⁸。

参酌基準では、特に収蔵管理について、資料の収集・管理方針の策定及び方針に基づく体系的な収集体制の整備（博物館法施行規則第19条第2号）並びに所蔵資料の目録作成及び適切な管理・活用のための体制の整備（同条第3号）が定められた。

ただし、博物館の登録審査の基準については、運用の正当性や一律性・一貫性に課題があるとされる。上述のとおり、参酌基準は設けられたが、登録の審査権限は都道府県等の教育委員会にある。博物館法の改正を受けて日本学術会議が出した見解では、都道府県・市町村ごとに行う登録審査にレベルの差があってはならず、全国的に一律かつ一貫したレベルと質が保証される必要があるとされる。この観点から、全国一律の審査基準の策定と審査の正当性を検証し、

⁵⁴ 同上, pp.48-50.

⁵⁵ 同上, pp.50-51.

⁵⁶ 宇仁義和ほか「民俗資料の収集と廃棄の基準を議論するための事例紹介」『博物館学雑誌』82号, 2025.4, pp.78-81. <https://nodaiweb.university.jp/muse/unisan/files/unietal_2025.pdf>

⁵⁷ 高知県立歴史民俗資料館資料収集方針・収蔵のあり方検討会「高知県立歴史民俗資料館資料収集方針・収蔵のあり方検討会報告書」2025.3. 高知県ウェブサイト <https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2025032600248/file_contents/file_2025311162234_1.pdf>

⁵⁸ 「博物館法の一部を改正する法律」（令和4年法律第24号）；「博物館法の一部を改正する法律の概要」文化庁ウェブサイト <https://www.bunka.go.jp/seisaku/bijutsukan_hakubutsukan/shinko/kankei_horei/pdf/93697301_01.pdf>

あるいは博物館に助言を与える第三者機関の設置が提言された⁵⁹。

また、令和4(2022)年の博物館法改正法案に対する衆参各委員会における附帯決議⁶⁰では、登録対象施設の拡大(第I章第1節参照)により、「その設置主体が民間の法人等に拡充されることから、登録の審査に当たっては、博物館の社会教育施設としての役割を尊重し、過度に利益を求めないという非営利性に配慮の上、公益性及び公共性の確保に十分留意すること」が明記された。

他方、登録を受ける博物館にとっては、上記の参酌基準の規定によって、収集・管理について基本方針を定めた上で、方針や手続に関する文書を作成し、必要な人員・予算等を確保することが求められることになる。しかし、努力義務を増やすのみで、登録博物館となるインセンティブが十分でない状況では、登録制度の形骸化が進むおそれがあることが指摘されている⁶¹。今後の課題として、改正法案の附帯決議⁶²は、登録による博物館の信用や認知度の向上につながる制度の実現に向けた施策の推進、新たな登録制度の活用状況や博物館の振興に及ぼす効果等についての調査・検証を求めている。

2 登録審査の参考書類

文化庁は、各教育委員会の博物館登録事務に資するよう、日本博物館協会に委託して参酌基準の解釈を策定し、審査の観点や参考書類、学識経験者による助言の視点(以下「審査基準」)を公開している⁶³。この審査基準についても、次のような問題が指摘されている。審査基準では、参酌基準における、資料の収集・管理方針の策定及び方針に基づく体系的な収集体制の整備について審査するための参考書類として、「定款や設置条例等のほか、館が発行している報告書や冊子類、webで公表しているものを出力したもの等」が示された。しかし、これらの参考書類は、収集・管理方針とは意図や性格が異なるため、博物館に対して資料の収集・管理方針の策定を定めた参酌基準の規定が、実効性を持たないことになりかねないとされる。もう一方の、所蔵資料の目録作成及び適切な管理・活用のための体制の整備についても、審査の参考書類として「博物館資料の目録(台帳)等」が示されるのみで体制の整備について言及がないため、資料の適切な管理・活用について措置を講じる必要がないものと解釈される可能性が懸念されている⁶⁴。

3 「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」の改正

博物館法の改正を受け、「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」(平成23年文部科学省告示第165号)⁶⁵の改正も検討されている。文化審議会文化施設部会の博物館ワーキンググルー

⁵⁹ 日本学術会議史学委員会博物館・美術館等の組織運営に関する分科会「見解 2022年改正博物館法を受けて今後の博物館制度のあり方について」2023.9.27, pp.11-13. <<https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-25-k230926-5.pdf>>

⁶⁰ 第208回国会衆議院文部科学委員会議録第4号 令和4年3月23日 p.22; 第208回国会参議院文教科学委員会議録第5号 令和4年4月7日 pp.16-17.

⁶¹ 栗田秀法「博物館法よ、お前もか。」2022.2.23. 美術手帖ウェブサイト <<https://bijutsutecho.com/magazine/insight/25235>>

⁶² 第208回国会衆議院文部科学委員会議録 前掲注(60); 第208回国会参議院文教科学委員会議録 前掲注(60)

⁶³ 日本博物館協会「登録審査の観点と確認事項、有識者による助言について」2025.4.28. 文化庁ウェブサイト <<https://museum.bunka.go.jp/wp-content/uploads/2025/04/e44d6a9b053e419c73db236866c057c0.pdf>>

⁶⁴ 金山喜昭「改正博物館法とコレクション管理をめぐる諸問題」同編『改正博物館法で博物館はどうなる』同成社, 2025, pp.80-81.

⁶⁵ 同基準は、博物館法第8条の規定に基づき、博物館の健全な発達を図ることを目的に制定されたものである。登録博物館だけでなく、指定施設等に対する指導又は助言に当たっても、必要に応じて参考とすることとされている。「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」の告示について(平成23年12月20日23文科生第660号各都道府県教育委員会教育長あて文部科学省生涯学習政策局長通知) 文部科学省ウェブサイト <https://www.mext.go.jp/a_menu/01_1/08052911/1282492.htm>

プが令和7(2025)年9月に報告した改正案⁶⁶では、収蔵庫の不足に直面する館が増えていることを念頭に⁶⁷、博物館が資料の収集・保管に際して保管のための施設や設備の確保に係る長期的な見通しに立つことや、交換、譲渡、貸与、返却、廃棄等を含めた資料管理の在り方について検討することが努力義務規定として盛り込まれた。しかし、改正案で言及された「廃棄」について、日本民具学会が「博物館設置者に対し、博物館資料の廃棄や処分を事実上是認・推奨するメッセージとして受け取られかねない」として文言の削除を要望したほか⁶⁸、パブリック・コメントで懸念が寄せられたことを受け、再検討が行われることとなった⁶⁹。改正について、年度末までの告示が予定されている⁷⁰。

おわりに

本稿では、博物館の収蔵庫不足や収蔵管理規定の整備の現状と、それに対する博物館及び政府の取組を紹介した。増え続ける資料の収蔵スペース不足に対応するためには、収蔵庫の増設のみでは限界があり、収蔵管理規定の整備を併せて進めることが重要であると考えられる。各博物館における議論を進めるためにも、国による収蔵管理方針や関係文書の整備に係る指針の作成が期待されている⁷¹。

また、持続的に資料を収集・保管する体制を整えるためには相応のコストが必要となるが、地方自治体の財政がひっ迫する中、住民にとって可視化されにくい博物館の収蔵機能に予算を割くことは理解を得難いことが想定される。博物館の資料を適切に継承するためには、資料の収集・保管が持つ意義や社会的価値を広く共有していくことが求められる⁷²。

⁶⁶ 「博物館の望ましい基準について(博物館ワーキンググループ報告)」(第2期文化施設部会(第3回)資料2)2025.9.2.文化庁ウェブサイト <https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/bunka_shisetsu/02/03/pdf/94266101_03.pdf>

⁶⁷ 「文化審議会 第2期文化施設部会(第3回)議事録」p.27.文化庁ウェブサイト <https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/bunka_shisetsu/02/03/pdf/94296401_01.pdf>

⁶⁸ 「博物館法施行規則「博物館の設置及び運営上の望ましい基準の全部を改正する告示案」に関する文化庁長官への要望書提出について」2026.2.1.日本民具学会ウェブサイト <https://www.mingu-gakkai.com/seimei_20260201>

⁶⁹ 「博物館資料:資料「廃棄」案、再検討 博物館法の基準 文化庁会議」『毎日新聞』2026.2.25.

⁷⁰ 「文化審議会 第2期文化施設部会(第3回)議事録」前掲注(67), p.28.

⁷¹ 金山 前掲注(18), p.14.

⁷² 中尾 前掲注(50), pp.70-71.